

令和3年8月17日

大阪社会保障推進協議会  
会長 安達 克郎 様

大東市長 東坂 浩



要望書について（回答）

平素は本市行政にご協力いただきありがとうございます。令和3年7月9日付けでご要望のありました件について、下記のとおり回答いたします。

記

【要 望】

1. 自治体職員の削減をやめ、緊急時にも市民救済にこたえられる職員配置をしてください。その際は非正規ではなく正規職員での採用を行ってください。

【回 答】

感染症の急激な拡大期等の緊急時においては、市民生活に重大な影響を及ぼす業務は継続しつつ、当該対策業務に職員を優先投入することで、市民生活と社会機能の維持を図っているところです。今後につきましても、緊急時の組織体制を検討するにあたっては、正規職員だけでなく、再任用職員、任期付職員等、多様な任用制度の活用を踏まえ、幅広い視点を持って採用等の検討を行ってまいります。

【要 望】

2. コロナ禍で命の危機にさらされている人たちが沢山います。土日や連休などにも窓口対応ができるようにしてください。

【回 答】

本市における休日の窓口対応につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種に係る「大東市新型コロナ予防接種コールセンター」を設置し、土日祝日を含め対応しているところです。

また、マイナンバーカードの交付につきましては、月2回、日曜日に窓口開設を行うとともに、住民票等はコンビニ交付も行っており、対応時間の拡大や利便性の向上に努めております。

今後も安全かつ適切・柔軟な市民対応ができるよう、ICTの活用を含めて検討してまいります。

**【要 望】**

3. 各市町村独自の現金支給を今年度も行ってください。昨年度大変喜ばれた上下水道基本料金減免を今年度も実施してください。

**【回 答】**

本市では、国や大阪府が実施する新型コロナウイルス感染症対策に加えて、その隙間を埋めるようなきめ細やかな取組みを実施しているところです。

今年度は、高齢者と障害者の方に5,000円分のギフトカードを支給するとともに、全市民を対象に、大東市内の店舗で利用できる5,000円分の地域商品券を配布し、みなさまの暮らしを支え、地域経済の活性化を図ってまいります。

なお、水道基本料金の減免による収益の減収は、事業運営に影響を及ぼすものと考えております。また、水道施設の更新、早期の耐震化等を計画的に進めるための財源も必要であることから、減免の実施は現時点では考えておりません。

今後も引き続き動向を注視しつつ、これまでの経験を活かしながら、どのような変化にも対応する柔軟性をもって、この未曾有の事態にも耐えきる大東市ならではの対策を講じてまいります。

**【要 望】**

4. 国に対して特別定額給付金の第二弾、第三弾を行うよう強く要請してください。

**【回 答】**

未だ、新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない中、流行の第5波の到来も懸念されており、また、度重なる要請により経済は大きく下向き市民生活がひっ迫しております。

本市では、引き続きこれらの事態の状況把握に努めるとともに、迅速で柔軟な対応策を講じられるよう、必要な要望を国に対して行ってまいりたいと考えております。

**【要 望】**

5. 新型コロナ感染症で明らかになったように医療供給体制確保が急務です。地域医療構想を抜本的に見直すよう国、大阪府に働きかけてください。感染経路を科学的につかむために、国や行政によるPCR検査体制の強化と感染源の追跡・分析する体制整備が必要です。クラスターが発生しやすい医療機関・介護・障害・保育等福祉施設の定期的なPCR検査の実施など、必要なところにいち早く検査ができるようにしてください。

**【回 答】**

地域医療の強化につきましては国・大阪府へ要望してまいります。PCR検査につきましては、ワクチン接種に加えて、連日多数の検査が実施されており、医療機関や検査機関の負担等も非常に大きいものとなっております。

このような状況から、現時点においては、クラスターの発生に関わらず、広くPCR検査を行うことは、その負担の大きさから、実現は困難であると考えております。

【要 望】

6. 大阪市・堺市・東大阪市・豊中市・高槻市・枚方市・寝屋川市・吹田市・八尾市は市立保健所の機能強化をはかってください。それ以外の自治体は保健所機能の強化を行うよう大阪府に強く要望してください。地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所を大阪府・市直営に戻し、人事予算を拡充するよう大阪府に要望してください。

【回 答】

感染症対策では、保健所と市町村が緊密に連携し、機能的に役割を果たす必要があります。その役割を確実に担っていただけるよう大阪府に対し、保健所機能の整理・強化を要望してまいります。また、大阪健康安全基盤研究所につきましても、その機能を最大限に生かしていただけるよう、体制強化を求めてまいります。

【要 望】

7. ワクチン接種は医療関係者だけでなく介護・障害・保育関係者にも先行接種をしてください。

【回 答】

高齢者施設及び障害者施設の職員につきましては、申請に基づき接種券を交付しております。また、市内在住の保育所職員に対しても接種券を交付しております。

今後は60歳未満の方にも順次接種券を交付し、ワクチン接種ができるよう、進めてまいります。

【要 望】

8. 現役世代が失業、休業等で困窮しています。子ども及びひとり親の医療費助成制度は無料にしてください。医療費より負担が重い入院時食事療養費は無料にしてください。

【回 答】

子ども及びひとり親の医療費助成制度は、創設以降、対象の拡充など制度の充実を図ってきた一方で、平成16年の大阪府の補助制度の変更に合わせて1日500円を上限とする自己負担を導入した経緯がございます。現在は、一部自己負担額の軽減措置としまして、同一医療機関で月2回の限度、月2,500円を超えた自己負担分につきましては、返金する旨の制度改正を行い、利用者の負担軽減を図ったところです。

府内全市町村が府内保険医療機関との現物給付契約により一律の取り扱いで行っております。そのため、特定の市のみ他の市町村と異なる取扱いを採用すれば、保険医療機関の混乱を招き、各種医療費助成制度の実施への協力を得られなくなる可能性があるため、現状では困難であると考えられます。なお、調剤費と補装具費につきましては、自己負担なしとなっております。

入院時食事療養費につきましては、一部負担をお願いしているところですが、満15歳に到達した次の3月31日までの児童については、医療費助成制度の種類を問わず、申請により返金するようにしております。

**【要 望】**

9. 各市町村独自に 地域で活動するNPO、子ども食堂等と連携し、フードバンク・フードドライブ・フードパントリー事業を支援し、さらには自治体独自にまたは社会福祉協議会等と連携して食糧支援を行うなど、困窮する子ども、学生、シングルマザー、高齢者はじめ市民に食べ物が届くようにしてください。

**【回 答】**

本市では、子どもの貧困、居場所づくり対策として運営されている市内の子ども食堂事業の推進を図るため、運営団体に補助金を交付しております。当該制度は平成29年度から実施しており、子ども食堂の開設費用及び運営費用を支援するものです。

子ども食堂では、無料提供の対象は中学生までの児童・生徒となっておりますが、保護者の方にも低料金でご利用いただけるよう配慮されております。

高齢者をはじめ、広範にわたる市民に向けた食料・食事の提供につきましては、関係機関の横断的な取り組みが必要となりますことから、先進事例の調査研究に取り組んでまいります。

**【要 望】**

10. 小中学校の給食費を無償化してください。休校中・長期休暇中も必要な子どもたちのために安心・安全・おいしい給食の提供を行ってください。保育所・こども園・幼稚園などの副食費を無償化してください。

**【回 答】**

本市では、新型コロナウイルスの感染症拡大に伴い、収入が減少する子育て世帯の負担軽減を目的として、令和2年度の一学期間、市立小中学校の給食費を無償といたしました。

学校給食の完全無償化など、コロナ禍における経済的な支援策につきましては、その時々々の状況に応じた対策を実施する必要があると認識しておりますが、今後も情勢の変化を注視しつつ、適宜検討してまいります。

なお、保育所、認定こども園、幼稚園を利用する児童に係る副食費につきましては、令和2年4月から無償化しております。

**【要 望】**

11. 国民健康保険料の値上げを行わず、さらに大幅な減免制度を行ってください。国民健康保険傷病手当は被用者だけでなく自営業者やフリーランスにも独自に適用拡大をしてください。傷病手当や減免制度の内容、徴収の猶予、一部負担金減免などわかりやすいチラシを作成し周知を行ってください。昨年より後退したコロナ対応保険料減免については自治体として国に強く意見を上げることと独自の減免拡充を行ってください。なお、申請については窓口での三密をさけるため郵送申請、メール申請ができるよう、ホームページに申請用紙をアップしダウンロードができるようにしてください。

**【回 答】**

国民健康保険税の今年度の税率は、大阪府国民健康保険運営方針に基づく府内統一基準の保険税率となっております。減免制度につきましても、大阪府国民健康保険運営方針において統一基準が設けられており、統一基準にない新設や拡充は困難であると考えております。しかしながら、所得の低い方等の配慮は重要であると認識しておりますので、減免制度の更なる拡充等について大阪府市長会等を通じて国および府に要望してまいります。

また、国民健康保険傷病手当金の支給につきましては、令和3年7月現在、国の財政支援のもとで、令和3年9月まで制度の適用をする予定です。そのうえで、被用者以外の方への適用につきましては、療養の際の収入減少の状況が多様で、妥当な支給額を算定することが困難であり、被用者と比べた場合、公平性を欠く可能性があることから、現状における適用拡大は困難であると考えております。

なお、昨年度につきましては、新型コロナウイルス感染症による同保険税の減免及び傷病手当金の給付を初めて行うこととなったため、6月の当初納税通知書送付時期に案内文書を郵送いたしました。今年度につきましては、来庁時や電話・メール等において十分な聞き取りを行い、必要に応じた案内を行っております。

また、申請につきましては、窓口での混雑を避けるため、来庁されることなく申請ができるよう、郵送やメールなど柔軟に対応しております。減免制度等に関するチラシの作成及びホームページへの申請書掲載につきましては、今後の状況を見ながら判断し、対応してまいりたいと考えております。

## 【要 望】

12. 高齢者の負担能力を超えている介護保険料について抑制してください。国に財政負担を求めつつ、一般財源からの繰り入れにより基準額を引き下げてください。(※介護給付費準備備金がある場合は、第8期保険料抑制のためにその全額を繰り入れてください) 介護保険料の所得段階別設定について、非課税世帯(国基準第1～第3段階)については、公費投入によりさらに引き下げてください。課税層については、所得基準をさらに細分化するとともに高額所得者については最高段階を引上げてください。低所得者に対する介護保険料減免制度を拡充してください。

## 【回 答】

介護保険料につきましては、3年に一度の改正があり、令和3年度から5年度までの間、第8期総合介護計画に基づき決定しております。

介護給付費の財政負担につきましては、保険料減額のための一般財源からの繰り入れは適当でないとしており、法定外の繰り入れを行う予定はございません。なお、国による負担割合増につきましては、昨年度と同様、今年度も引き続き市長会を通じ、要望しております。

介護給付費準備基金につきましては、第8期介護保険料の算出にあたり、8億4千万円の取り崩しを見込んでおり、約8億円弱の残額となっております。準備基金は、「次期保険料を見込むに当たり準備基金を取り崩すことが基本的な考え方」と示される一方で、「保険給付の円滑な実施に資するため資金を積み立てること」と大東市基金条例に規定

されており、その目的は保険給付のために支出するものとあります。そのようなことを勘案し、本市においては、約半分を保険料算出のために、残りの約半分を今後の保険給付のために備えておく対応とさせていただいており、適切であるものと考えております。

介護保険料の所得段階につきましては、現在、国において9段階を設定していますが、大東市では12段階としています。非課税世帯の方(第1～第3段階)につきましては、国において消費税増税に伴い、令和元年度から公費投入により軽減措置が拡充されており、今後も引き続き国の動向に注視してまいります。所得段階の細分化につきましては、今後段階の見直しを図ることで、保険料にどのような影響があるのか、また保険給付費・地域支援事業費等の実績も踏まえながら、次期計画策定に向け検討してまいります。

減免制度につきましては、本市において、低所得の方に対する独自の減免制度を行っているところですが、その拡充につきましては、近隣他市町村の状況等を参考としながら引き続き研究してまいります。

## 【要 望】

13. 生活保護、住居確保給付金などの申請は簡易にし、三密をさけるため郵送申請、メール申請ができるよう、ホームページに申請用紙をアップしダウンロードができるようにしてください。生活保護を躊躇わせる要因となっている意味のない「扶養照会」は行わないでください。

## 【回 答】

生活保護行政につきましては、令和2年4月7日付け厚労省事務連絡「新型コロナウイルス感染防止等のための生活保護業務等における対応について」の内容を踏まえ、すでに三密をさけるよう所内の体制を構築しております。引き続き、感染のリスクを最小限に抑えるよう配慮してまいります。

住居確保給付金の申請につきましては、相談窓口の三密をさけるため、面接予約制や電話等による対応により、相談支援員と相談者との接触をできる限り避けるよう、努めております。また、早期支援・早期支給が重要でありますので、相談者の来所が困難な場合や、書面のやりとりで足りる部分につきましては、郵送等による受付対応を行っており、一人一人の状況に応じた柔軟な対応に取り組んでおります。

扶養照会につきましては、令和3年2月26日付け厚労省事務連絡「扶養義務履行が期待できない者の判断基準の留意点等について」の内容を踏まえ、「扶養義務の履行が期待できない」と判断される扶養義務者に対しましては、基本的に直接の照会を行わない取扱いとしております。

## 【要 望】

14. 患者・利用者減による医療機関・介護事業所・障害者事業所等の経営困難に対する赤字補填(減収補償)を国・大阪府に求めてください。

## 【回 答】

新型コロナウイルス感染症の影響で医療機関の経営が困難な状況に陥っていることにつきましては、重大な問題であると認識しており、地域医療の維持に必要な対策を講じ

るよう、国・大阪府に要望してまいります。

高齢者が介護サービスの利用を控える等の理由により、経営困難になった介護事業所に対しましては、利用可能な制度についてご案内するとともに、必要となる財政的な支援について国・大阪府に要望してまいります。

障害福祉事業所につきましては、厚生労働省から発出された通知に基づき、通常サービスの提供が困難である場合、代替サービスとして、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供している場合においては、報酬の対象とすることが可能となっております。国・大阪府等におきましてもコロナ禍におけるサービス継続に係る様々な支援等を実施しており、支援の継続が図れていると考えておりますが、今後も国・大阪府等の動向を注視し、必要に応じてサービス継続に係る別途支援等を求めてまいります。

#### 【要 望】

15. 「ステイホーム」が長引き、生活困窮や先行きの不安、養育疲れなどで、児童虐待やDVの可能性が高まる中、早期に把握し解決するための手立て、関係部署との連携をすすめてください。

#### 【回 答】

近年、児童虐待件数が増加傾向にある中、新型コロナウイルス感染症の影響による虐待事案の発生リスクが懸念されております。

本市では、警察や児童相談所、学校、保育園、幼稚園など、様々な関係団体で組織する大東市児童虐待防止連絡会議において、迅速かつ、きめ細やかな連携に努め、児童虐待の早期発見と未然防止に取り組んでおります。

また、令和3年度には、市内子ども食堂運営団体との間でネットワーク会議を設置し、児童虐待に関する情報収集の強化を図りました。

今後は、大東市児童虐待防止連絡会議とともに、地域全体で子どもを見守る環境づくりをさらに推進できるよう、児童虐待に関する市民の意識醸成に効果的な啓発活動の充実にも努めてまいります。

DV被害者への支援は、各関係機関の連携が不可欠であることから、「大東市ドメスティック・バイオレンス防止対策連絡会議」等により、情報共有や意見交換などを実施し、連携強化を図っています。今後も継続した連携を行ってまいります。

#### 【要 望】

16. 自然災害の発生に備え、避難所で感染が広がらないように感染予防策を早急に具体化してください。

#### 【回 答】

本市の避難所における感染予防対策につきましては、避難所である小・中学校に対し、飛沫防止対策用パーテーションや手指用消毒剤、非接触型体温計やマスクを配備しております。

また、避難方法につきましても、避難所に避難する方法だけではなく、親族や知人宅

への避難や本市が協定を締結している宿泊施設への避難等、複数の選択肢を案内し、分散避難を推奨した「新しい避難」を策定したうえで、パンフレットの全戸配布、YouTube動画の配信等により周知を行い、感染予防対策に努めております。

**【問い合わせ先】**

政策推進部 秘書広報課 広報広聴グループ

TEL 072-870-0403